


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	(仮称) 東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等整備運営事業者選定委員会設置要綱について			
	区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	企画財政部、総務部、福祉部、都市建設部、学校教育部		
<p>1. 要 旨</p> <p>令和6年4月の第二学校給食センター跡地及び市立第八小学校西側植樹帯（東大和市立野3-630外・面積約3,500㎡）における児童発達支援センター及び認可保育園等の開設に向け、当該施設の整備運営事業者に係る優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により、選定することとしている。</p> <p>このことにあたり、優先交渉権者を選定する際の公平性及び透明性の確保を目的として、選定委員会を設置するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 所掌事務 優先交渉権者の選定のための基準に関すること及び優先交渉権者の選定に関すること</p> <p>イ 構成 副市長、企画財政部長、総務部長、子育て支援部長、福祉部長、都市建設部長、学校教育部長の職にある者及び東大和市子ども・子育て支援会議委員の代表者2人(学識経験1人・市民代表1人)</p> <p>ウ 施行日 決裁日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(2) 影響及び効果 (仮称) 東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等整備運営事業者に係る優先交渉権者の選定を適切に行うことができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) ※直近の経過を抜粋</p> <p>令和3年3月 「みのり福祉園跡地の利活用の調査・研究」及び「貴職所管施設における民間活力導入の検討」について、子育て支援部から市長へ報告</p> <p>4月 第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地の利活用方針の改定</p> <p>5月 令和3年第5回市議会議員全員協議会にて説明</p> <p>6月 旧学校給食センター建物解体工事費等補正予算計上 (関係各課)</p> <p>6月～7月 パブリックコメントの実施及び近隣住民説明会の実施</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>今後の予定</p> <p>(1) 事業者募集 令和3年9月1日(水)～10月12日(火)</p> <p>(2) 優先交渉権者選定 令和4年1月下旬</p> <p>(3) 施設開設予定 令和6年4月</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、標記要綱を制定するとともに、プロポーザルの概要について、市議会議員への情報提供を行うこととしたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。